

くらし

土地・家屋の評価など 縦覧、閲覧できます

【縦覧制度】

固定資産税の納税者が、自分の土地や家屋の評価額について、他の土地や家屋の評価と比べて、その価格が適正かどうかを判断することができます。

縦覧期間／4月1日(水)～30日(木)午前9時～午後4時(閉庁日は除く)

縦覧場所／税務課(各支所に縦覧帳簿は設置しません。)

縦覧手数料／無料

縦覧できる方／納税者、相続人(戸籍等提示)、納税管理人など

【閲覧制度】

納税義務者は、固定資産課税台帳に記載されている自己資産について、閲覧および証明により内容を確認することができます。

閲覧期間／4月1日(水)～令和9年3月31日(水)午前9時～午後4時(閉庁日は除く)

閲覧場所／税務課および各支所
閲覧手数料／1名義につき1通300円(縦覧期間中は無料)

閲覧できる方／納税義務者、相続人(戸籍等提示)、納税管理人、借地人・借家人、処分する権利を有する方など

縦覧・閲覧に必要なもの／本人確認ができるもの(納税通知書・マイナンバーカード・運転免許証など)

※代理人は委任状が必要です。

その他閲覧できる方、必要なものの詳細は、市ホームページでご確認ください。



(縦覧について) (閲覧について)

☎税務課 ☎ (55)7122

くらし

4月1日(水)から公共下水道 供用開始区域を拡大します

供用開始区域／

【佐屋地区】

- ・ 柚木町中田面、西田面、前田面の各一部
- ・ 大野町山の一部

【佐織地区】

- ・ 町方町大杓先、大原、北前、五軒家、十二城、庄司原、地宮、古江、南堤外、宮西の各一部

供用開始後の注意事項／供用開始後の区域内では、家庭や事業所などから出る排水を下水道管へ流すため、「排水設備」の設置が義務付けられます。

くみ取り便所を使用されている方は、供用開始日(4月1日)から3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。すでに水洗便所を使用されている方は速やかな接続をお願いします。

受益者申告書の提出はお早めに／供用開始区域内に土地をお持ちの方へ送付しました受益者申告書の提出をお願いします。受益者と対象となる土地の把握に正確を期するため必ず申告してください。

提出期限：4月30日(木)

☎下水道課 ☎ (55)7124

くらし

令和8年度各種保険料のお知らせ

保険料の仮徴収／保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)は前年所得(令和7年中)をもとに計算するため、令和8年度の保険料額は前年所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため前年度から継続して保険料が賦課されている方について、仮徴収を行います。

【特別徴収(年金から天引き)の方】

2月に特別徴収された保険料と同額が4、6、8月の年金から天引きされます。

【普通徴収(納付書、口座振替)の方】

介護保険料については、前年度をもとに、第1期(4月)・第2期(6月)を暫定賦課します。納入通知書(納付書)は4月中旬に送付します。

令和8年度の確定した保険料額(年額)について／確定した年間保険料額(年額)から仮徴収賦課分を差し引いた残額を、以降の納期に振り分けます。決定通知書は7月中旬に送付予定です。

☎国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について

保険年金課 ☎ (55)7119

介護保険料について

高齢福祉課 ☎ (55)7116

くらし

自衛隊へ情報提供を希望 されない方へ自衛官募集に 伴う情報提供除外申請のご案内

防衛大臣からの依頼に基づき、令和8年度に18歳となる方の住所、氏名を自衛隊へ提供します。

情報提供を希望されない場合は除外申請書をご提出ください。

対象者／愛西市在住の日本国籍を有する方で、平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた方

受付期間／4月1日(水)～6月1日(月)

受付場所／市民課および各支所
必要書類など詳しくは市ホームページ
でご確認ください。



☎市民課 ☎ (55)7112